

B'4.1.0.16

対日講和に関する諸外国の動向

目次

1 一般		昭和	年	月
2 米國		昭和	年	月
3 ソ連邦		昭和	年	月
4 英國		昭和	年	月
5 中國		昭和	年	月
6 外務省		昭和	年	月
6 ビルマ		昭和	年	月
		昭和	年	月
		昭和	年	月
		昭和	年	月
		昭和	年	月

B:4.1.0.16



1.
般

0002

註一、(ダレスは十五日、下院外交委員会の秘密会で、對日講和の必要な理由と對日講和に關する國務省の見解と計畫について説明した。十五日ワシントン發) 註二、(米側講和案に對するフィリピンの第一次反響を傳えた十六日マニラ發) 三、(米國務省スポークスマンは二十一日、米政府の琉球、小笠原諸島を國連の信託統治領として米の管理下に置くことと對日講和條約を希望している旨を確認した。二十一日ワシントン發) 四、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 五、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 六、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 七、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發)

一、論 米元駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 二、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 三、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 四、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 五、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 六、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 七、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發)

講和推進と、中小國の發言權尊重を要望するとともに、日本の隣邦に對する脅威排除と日本の防衛は兩立すると論じた。 一、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 二、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 三、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 四、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 五、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 六、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發) 七、(米國務省は二十一日、米駐華大使バトリック・ハレーは四大國方式を陳腐、高價な娛樂であるとして排撃し、講和は須く國連を通ずべしと主張した。十五日ワシントン發)

英

「動」

英外務省スポークスマンは九月十六日、英は対日講和交渉に
ついて米國政府からの公式通告を待機中と語つた（十六日ロ
ンドン発ロイター）

英外務省スポークスマンは二十九日、対日講和に關する米
英間の非公式會談は二十二日から二日、ヨークで開始され
ており、數週間はかかるべきも原則的には廣範圍に亘る意見
の一致を見るべしと語つた（二十九日ロンドン発ロイター）

英外務省スポークスマンは二十九日、英は対日講和予備交渉
をソ連を除外しても進めると共に同意したと語つた（二十九
日ロンドン発ロイター）

「講和方針」
英外務省スポークスマンは十六日、日本再武装に對する英の
政策は不變で、英は從來も日本の非武装化と非軍事化を主
張して來たと述べた（十六日ロンドン発ロイター）

英及び英連邦諸國は寛大な對日講和を支持するも、飽くまで
も日本軍事力の管理を欲し、また日本産業が今後も連合國の
或る種監視下に置かれることを希望している（三十日ロンド
ン発ロイター）

「論評」

英

「動」

九月三十日「動」の六参照
代表は、東京でも對日講和に關する交渉が進捗中である
と語つた（三十日ロンドン放送）

「講和方針」
の意を表明した（九月十六日、日本の無制限な再軍備に反對
の意見を述べた）外相は二十一日の記者會見で、日本防衛につ
き今後如何なる決定がなされるか、對日講和は日本側の新た
な侵略阻止の規定を含む必要があるか、と述べた（二十一日フ
ラツク）

「論評」
な侵略阻止の規定を含む必要があるか、と述べた（二十一日フ
ラツク）

州

「米國の「動」の六参照」
後説で米國の寛大な對日講和案に賛意を表するにも、講和
の米軍駐屯と米國の對日支配が余り長期化するに於いては
日本を共產主義に墮る危険ありと警告す（二十二日マンチ
ェスター発ロイター）
ロンドン・タイムズ（独立）の二十三日附論説は、米側が對
日講和の條件を用意するまではどんな會議を開いても進展が
なからうと述べた（二十三日ロンドン発ロイター）

一、メルボルン・ヘラルド（中立）社説（日附不詳）は、対日講和にこの上ツ連の協力を期待することを無意味とした後、対日條約は民主主義諸國の對日關係を規定するのみならず、日本の再軍備をも認むることのたるを要すと説く（九月十日メルボルン路UP）

二、ケシ・ビニクス（自由党有力議員）は二十七日、日本國民はもしその將來につき希望を有ら得れば共産主義に走るべしと米側の卑期講和提案を支持することにも、制限附な日本の再軍備にも賛意を表す（二十七日濠州放送）

三、ヘイバート・エヴァツト（前外相、労働党副總裁）は二十七日對日講和條約には日本再軍備の規定を含まぬことが絶対必要だと述べ（同上及び二十八日キヤンベラ路AP）

四、エドワード・ワイド（労働党議員）は二十七日、日本を再武装したら濠州軍隊を海外へ出せなくなろうと述べ（二十七日濠州放送）

五、シドニー・デイリー・テレグラフ（中立）は日本の再軍備に反対を表明、濠人は日本人を信用せず、またマツカイサー元帥が日本人の善意に信を置くことにも反対すると述べた（十月四日東京路UP）

フイリピン

「動き」

一、フエリーノ・ネリ、フイ外務次官は九月十五日の記者会見で米政府と對日講和會談を行う用意があると言明した（十五日マニラ路UP）

二、政府スポークスマンは十五日、對日講和に關し米、フイ間に意見を交換する非公式會談が十八日マニラで開催されることをつた（十五日マニラ路AP）

「講和方針」

一、キリノ大統領は九月十八日の記者会見で嚴酷な對日講和態度は不変だと語つた（十八日マニラ路UP）

二、ロムロ外相は十八日、對日講和會議のマニラでの開催を再提唱、日本がその人口と戰略的地位と工業力の点で將來の極東で演ずべき役割は無視し得ざるも、無制限の再軍備には反対だと語つた（十八日マニラ路UP）

三、從來フイ政府の對日講和方針は、日本が軍事的再脅威となるのを阻止することと對日經濟制限の存続、再軍備反對、日本のダムピング再發阻止、巨額の對日賠償取立、日本領土を本州四島に限定する等にあるが、消息筋は冷戦における日本の立場はフイの考えに影響を與え、日本産業に關しては政府が當初より寛大な見解を執ることあるかも知れずと信じあり、また某高官のごときは「フイ人は昂奮せず太平洋地域を日本

中

(1) (國) 國府側
 (2) (中) 本が自衛能力を與えらるべきだと、最早、先、行政院院長、諒誠は併せて日
 (3) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (4) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (5) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (6) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (7) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (8) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (9) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると
 (10) (日) 日本は全主主義の打倒と云う最優先的專業に役割を果せると

ソ

「論評」
 再脅威化及び日本重工業の高度再建阻止を主張、日本の再
 武装の場合は米國による監視を要望した(十六日マニラ發)
 「論評」
 再脅威化及び日本重工業の高度再建阻止を主張、日本の再
 武装の場合は米國による監視を要望した(十六日マニラ發)

大公報論説(日附不詳)は、トルスマン聲明は中、ソ兩國の全面的對日講和締結の權利につき兩國を欺くとともに、全西の講和と民族的獨立を要求する日本國民をも騙さんとするも延で、その眞企圖は對日占領を永久に續行するため講和を遷延させるとあると論ず(同上)

(ハ)北京放送は中共紙の論調として、米帝國主義者は日本を再武装して米側の極東侵略を擡大するため對日單獨講和を結ばんと努力していると非難す(十九日東京發AFP)

(ニ)謝雪紅女史(台湾民自治同盟委員長)は二十日附人民日報に「台湾から手を引け!自治同盟は中國の領土」と題する論説を掲げ、カイロ、ボンダム府宣による台灣の中國返還規定を引用、台灣人民はこれを喜び中國本土からの同胞到着を歓迎したと、たとして台灣の中共歸屬を主張、國府側を攻撃した(二十日北

京發新華社)

(講和方針)

一、ロンドンよりの通信によれば、日本貿易の潜在力をめぐつて極あり前者は日本を政治的に反的にもアジア本土から絶たせ置かんとするに含ましめんとしては日本をアジアの新政

治、經濟体系内に含ましめんとしては日本をアジアの新政

日東京發AFP)

二、對日講和はそれに伴う大胆な對日經濟協定の締結と相俟つて日本の政治体制を強化し共產主義に對する抵抗力を強化するにありと云うのがワシントン消息筋の意見である(十月一日ワシントン發AFP)

(時期)

一、九月十八日の情報によれば、對日講和本會議は一九五一年三月に招集されるかも知れない(九月十八日ニューヨーク發AFP)

二、米當局は對日講和に關する米國提案につき關係國と討議するに當り若干の困難に直面してはいるにも拘らず、なほかつ一九五一年一月頃には一般的講和會議を招集し得べしと期待している(三十日レーク。サクセスAFP)

(竹内事務官坦當)

講和問題の動向

(一九五二年になつてから)

一九五二、一、一八

0015

講和問題の動向

(一九五二年になつてから)

一九五二、一、一八

0016

目次

一、アメリカの対ソ回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一
 二、マ元帥の年頭声明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・五
 三、英連邦首相会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・八
 四、国民政府の対米回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一三
 五、ダレス特派大使の訪日発表・・・・・・・・・・・・・・・・一五
 六、條約の方式に関する報道・・・・・・・・・・・・・・・・一七
 七、安全保障に関する報道・・・・・・・・・・・・・・・・一九

年末から今年になつてからの講和問題の動きについて、主なもの
 をあげて説明する。

一、アメリカの対ソ回答

第一は、五〇年十一月二十一日のソ連の質問に対して、アメリカ政府が十二月二十八日に覚書で返事したことが大きい。この覚書は、公表された。(講和資料として印刷中)。

覚書は、ソ連の質問に、ひとつひとつ答えてゐる。ここでは、安全保障に関する部分だけ紹介する。

覚書は、こゝろいつてゐる。

(4) 講和條約の締結と同時に日本の軍事占領は終結するといふのがアメリカ政府の見解である。ポツダム宣言に述べられた「平和と安全保障及び正義の新秩序」がいまだ確立されず、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されてゐない事實は、日本がアメリカ及びその他の諸国と、国連憲章とくにその第

五一條の規定に基いて、個別的にまた集团的に自衛上の取極に参加することを裏付ける理由となる。このような取極のなかには、アメリカやその他の諸国の軍隊の日本駐在がふくまれても差支つかないだろう。

(5) ソ連政府が講和條約締結後の日本の安全保障について提起した二つの問題（すなわち、アメリカ覚書の「日本区域における國際の平和と安全の維持のための、日本國機關とアメリカの及びおそらくはその他の部隊との共同責任」とある。その共同責任について、(1)日本國軍隊すなわち日本國陸軍、海軍及び空軍並びにこれらに相應する日本國參謀部を創設することが提案されているかどうか。(2)この共同責任とは、講和條約の締結後も、アメリカの陸軍、海軍及び空軍の基地を日本領域に維持することを意味するか。）に対する答えは、さきのアメリカ提案及び以上述べたところで明らかである。

アメリカは、講和條約の締結後の日本が陸海空軍を保持することが許されるかとのソ連の質問に対する回答を回避しつつも、ソ連は、四七年六月極東委員会十三国が日本の再軍備を禁止したことを挙げてゐるが、極東委員会は條約が調印されるまでの対日政策決定のためにのみ構成されたものであること、及び、その決定は正式に條約にとりいれられない限り、その後は効力を失うものであることを指摘してゐる。(一九四五年によつて補足)。

これで、安全保障についての、アメリカの考えが、だいたいはつきりしてきた。

全体として、アメリカの対ソ回答で、とくに注意される点は、必要とあらばソ連の参加なくとも他の諸国とともに対日講和の締結を推進する意向を明らかにしたこと、「無責任な軍國主義が世界から駆逐されていない点にかんがみて」日本

はなんらかの條約によつてアメリカその他の國の軍隊が日本に引続き駐在し、その援助の下に自衛の備えをすることは当然であるとの見解を明らかにしたこと、領土の最終的帰属はカイロ、ヤルタ、ボツダム等の宣言ないし協定にもかかわらず最終的には國連の決定にゆだねられるべきであるとのアメリカの考えをばつきりとしたことである(二十八日ニューヨーク・タイムズ)

二、マ元帥の年頭声明

本年一月一日マ元帥は日本國民に對するメッセージのうちで、「國際的な無法律状態が引続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、國家の政策の手段としての戦争放棄を規定する日本憲法の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らなければならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相拂えて國連の諸原則のわく内で力を棄退するに力をもつてすることが諸君の義務となるだろう。不幸にしてかかる事象が万一起つた場合、日本の安全保障は、太平洋地域の他のすべての自由諸國家の深い關心事となるだろう。わたしは一九五一年には新しい日本が、まだ残つてゐる戦禍を十分ぬぐい去ることが出来る開和條約を通じて政治的自由の恩恵をうけることになる」と心から信じてゐる。」と述べた。

朝鮮における國連軍の苦戦にみられる極東情勢の急迫化や、西

欧における四独再武装の現実問題となつてゐる折でもあるので、
 「日本が一九五一年中にアメリカの完全な協力者となつて民主主義勢力の極東防衛線の維持に一投資することになる」のを示唆したものと観測され（一日ロエ東京）、講和問題に関連して、日本の再軍備がいろいろ論じられるようになった。

日本の再軍備については、アメリカのイヴニング・スターやニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙などがこれを支持し（一日ワシントンマロエ、二日ニューヨーク・A.E.）、ニューヨーク・タイムズは日本は決して中立を保ちえないと論じ、日本国内には再軍備について鋭い意見の対立があり、再軍備に対する日本の熱意がたらないことを指摘した程である。（四日ニューヨーク・A.E.）。

しかし、ソ連、中共は、いわずもがな、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン等従来から日本の再武装に反対してき

てゐる諸国は、直に反対の声をあげた。オーストラリアのスペンダー外相は二日従来の対日政策に変わりないことを確認し、日本の軍国主義の再現に対しては適当な保障を講じなければならぬと聲明した（二日シドニーA.E.）。比のロムロ外相はフィリピンの対日態度は賠償要求と軍事力の復活防止にあると聲明した（三日マニラA.E.）。

ただ国民政府だけは、従来の態度をかえて、対米回答のなかで、自衛のための日本の再武装をみとめ、米軍の日本駐在に関する日米協定に反対しないことを明らかにしたといわれてゐる（六日台北A.E.）。